みよし市生涯学習センタークラブ登録に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、みよし市図書館学習交流プラザ管理規則（平成２８年みよし市教育委員会規則第１号）第２条第１項に規定する生涯学習センタークラブ登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録申請）

第２条　生涯学習センタークラブに登録を希望するもの（以下「申請者」という。）は、登録申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

２　申請者は、登録申請書に団体等の概要を示す次の書類を添付しなければならない。

(1) 団体等の規約

(2) 団体等の会員名簿及び役員名簿

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

（申請団体の登録の承認）

第３条　教育委員会は、申請者から登録申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、申請者にその結果を通知する。

２　教育委員会は、申請者が次の各号のいずれにも該当するときは、登録を承認するものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 団体を構成する者が５人以上であること。

(2) 団体を構成する者の５割以上のものが市内に在住し、又は在勤するものであること。

(3) 教養の向上、健康の増進、文化振興、ボランティア等社会福祉の増進等を目的に生涯学習活動を行っている団体であること。

３　教育委員会は、登録した団体の活動が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に生涯学習センターの名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること。

(3) 特定の宗教、教派、宗派若しくは教団の活動又はこれらの活動を支援すること。

（委任）

第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月21日）

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年２月16日）

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。